

令和6年第5回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月27日(月) 開会 午前 9時15分

2. 開催場所 入間市庁舎 AB棟 4階 大会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 10番 久保田勝 11番 野村雅紀

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第3号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について

議案第4号 入間市農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価について

報告第1号 農地賃貸借合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副 主 幹 栗原 庸之

9. その他の出席者

農業振興課課長 宮元 良知

農業振興課主査 酒井 大

農業振興課主任 岸 秀人

農業振興課主事補 山城 美結

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第5回入間市農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、10番、久保田勝委員、11番、野村雅紀委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

○議長

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第1号1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

5月22日に、的場推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおり、八高線線路の西側、茶どころ通り北側にある農地です。

譲受人は現住所の現農業委員であり、7アールの野菜を栽培する農家です。今井の土地区画整理の代替地として申請地を取得したいとの事でした。

申請地は現在休耕地ですが、取得後は野菜畑として使うとの事でした。現在の耕作状況や農機具所有状況などから、耕作することに支障ないかと思われませんが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

５月２２日に、担当の野村委員と一緒に、現地を確認して参りました。

今後も野菜畑として利用する予定という事で、野村委員の説明のとおり、特に問題はないかと思われますので、よろしくご対応お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第１号の１番は、受人は農業経営の規模拡大を行うための農地の取得でございます。

農地法第３条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地は耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、１５０日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、２，０３９平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、現在休耕地ですが、許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第３条第２項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明をお願いします。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

5月26日に、宇津木推進委員と一緒に耕作状況などを確認してきました。

借受人は、二本木地区を中心に市内外において野菜全般を栽培する農業法人です。耕作は社員3名で行っており、今回の申請地は野菜畑として利用する予定です。

市内で借入地を4.4ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機3台、トラクター3台、軽トラック2台、普通トラック2台、コンバイン2台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

宮寺・二本木地区推進委員の宇津木です。

5月26日、担当の清水委員と一緒に現地を確認いたしました。

清水委員の説明のとおり、特に問題はないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号の1番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月3

1日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は455アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は300日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前9時24分

(農業振興課職員 前方へ)

○議長

会議を再開いたします。

再開 午前9時24分

○議長

続いて、議案第3号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、入間農業振興地域整備計画の変更ですが、個々の案件について、1件ずつ農業振興課より説明を受け、その都度、皆様からご意見をいただきます。

はじめに、議案について、事務局から説明願います。

議案第3号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について。

1 番から 6 番、当事者、土地の表示、除外事由（利用目的）、その他参考事項は、配布議案書のとおり。

○議長

○農業振興課長

それでは各事案につきましては、これより担当の方から説明をさせていただきますので、
よろしくお願いいたします。

今年度より農業振興課に配属になりました、岸と申します。よろしくお願いします。

除外申出地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。面積は562平方メートルのうち、26平方メートル。農地種別は第1種農地で、住宅のための除外案件となります。

申出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に居住しております。申出者の〇の膝が悪く、住まいが共同住宅２階ということもあり、特に階段の昇り降りに不安を抱えている状況です。

– 7 –

土地の選定については、条件に見合う候補地がなかったことに加え、計画地の近隣には○をはじめとして、親族も居住しており、相互でのサポート等が可能となることから選定したものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置し、敷地内には雨水浸透枳を設置し、農業上の支障はないと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました1番の、個人による自己用住宅について、皆様からご意見を伺いたいと思います。何かございませんか。

○議長

ないようですので、次に、2番について説明をお願いいたします。

○農業振興課

引き続き、議案番号2番、資料2をご覧ください。

除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○○○○○。面積は1, 158平方メートル。農地種別は、第2種農地で、駐車場の敷地拡張のための除外案件です。

申出者は、○○○○○○○○で、○○○○○○○○の製造販売業を営んでおります。申出者は、令和3年に農地転用を行い、敷地拡張により駐車場を設置したものの、その後の事業の拡大とともに、車両の増車や、残コン置場の拡張等を行いました。それに伴い、現在は受注している現場の状況に応じ、臨機応変に駐車場を確保し対応しております。しかし、各作業工程で車両の動線が重複せざるをえない状況であり、作業効率も悪く、材料の搬入についても、待機を余儀なくしてしまう状況です。そこで、この状況を改善するため、敷地拡張により新たな駐車場を確保する計画です。計画地は事業用地に囲まれており、農業上の支障はないと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました2番の、法人による駐車場の敷地拡張について、皆様からご意見を伺います。何かございませんか。

○議長

何かございませんか。

(ありません。の声)

○議長

それでは、次に３番について説明をお願いします。

○農業振興課 山城主事補

農業振興課、山城と申します。よろしくお願いいたします。

議案番号３番、資料No. 3をご覧ください。

除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○の一部となります。面積は、５３３平方メートルのうちの、２０７平方メートル。農地種別は第２種農地で、駐車場のための除外案件となります。

申出者は、○○○○○○○○○○○○○○で、○○が実家で営む○○○の一角を間借りして、○○○を営んでいます。現在、お客様用駐車場が店舗前に構える１台分のスペースしかなく、○○○と共有しているため、○○○と○○○で互いに客の来店時間の調整をしており、対応に苦慮している状況です。また、申出者と○○が使用する軽２台の車両については、○○兼、店舗前のスペースをお客様用駐車場として利用していることから、近隣の有料駐車場を借りて、これまで対応してきましたが、借りていた駐車場の土地が売却されることになり、所有者より明渡しを求められたため、新たに駐車場を確保する必要性があり、緊急性に駆られている状況です。

資料No. 3の４枚目、土地利用計画図をご覧ください。

そこで、これらの状況の解消にあたり、店舗前のスペースを従来通り来客用として利用しながら、管理計画図のとおり来客用として３台分を確保し、また申出者と両親用の２台分については、店舗近隣にて移動先として適当な駐車場がなかったため、計画地に関係者用として２台分を確保することで、状況の解消を図ることができることから計画をしたものです。

土地の選定については、営業上店舗の隣接地である必要があることから選定したものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置することから、農業振興上の支障はないものと考えております。以上です。ご協議お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました、３番の個人による駐車場について、皆様からご意見を伺います。

○議長

これは、敷地内は砂利敷きでよろしいですか。

○農業振興課

はい。

○議長

はい。

ございませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ4番に移りたいと思います。

それでは、次に4番について説明をお願いします。

○農業振興課 酒井主査

農業振興課の酒井です。よろしくお願いいたします。

議案番号4番、資料No.4をご覧ください。

除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○。面積は、789平米。農地種別は第2種農地で、資材置場のための除外案件です。

申出者は、○○○○○○○○○○に事務所と資材置場を置き、土建業を営んでおります。

事業の拡大とともに、資材置場が手狭となり、現在使用している場所のみでは、資材や車両の安全な管理が困難になっており、やむを得ず仕事量を調整することにより対応している状況です。

資料No.4の4枚目をご覧ください。

資料計画図のとおり、こういった状況を改善するため、これまでは事務所のある○○○○○○○、○○のうち全体に資材や車両等が配置されていましたが、○○○○○○○、○○○○○○○の2筆に敷地拡張する計画です。

なお、土地利用計画図の前のページ、議案番号4番の3枚目の構図の通り、計画地の○○○○○○○、○○は西側に向かって、細長くに土地が伸びています。この部分については、この部分も農用地ではありますが、この部分については本計画による土地の取得と同時に、4筆が接する○○○○○○○、○○、これらは地目が宅地です。こちらを併せて取得し、通路としての使用を計画しています。

また、申出地の拡張元である2筆のうち〇〇〇〇〇〇については、昭和43年7月31日付けで農地転用の許可を受け、当時から今日に至るまで事業地として利用してきましたが、農振除外がなされていなかったため、そこで併せてこれについても除外する予定です。

計画地北側の隣接農地との境界は鉄板で囲んで、農業上の支障はないものと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました、4番の個人による資材置場の敷地拡張について、皆様からご意見を伺います。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

鉄板囲いの高さは180cmでよろしいですか。

○農業振興課

はい。180cmです。

○農業委員2番(宮岡幸江君)

地下に入っているのはどのくらいですか。

○農業振興課

地下に埋まっている部分ですか。

○農業委員2番(宮岡幸江君)

埋まっていはいないですか。

○農業振興課

少なからず埋めると思うのですが、どれくらいの深さを埋めるかという部分は把握できていないですが、高さ自体は180cmと聞いております。簡単に倒れるような浅い埋め方はしないと思います。

○農業委員10番(久保田勝君)

今の二つの西側通路部分、高さが周りよりも低くなっていると思うんですけど、そこら辺はいかがなものですか。

○農業振興課

畑と計画地と既存地では高低差がございますので、そこは嵩上げて既存地に合わせるような形で計画しています。計画地の部分は高さ嵩上げしますが、説明にもありました西側に続く通路部分は、階段などで対応するという風に聞いております。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

ということは、車は通らないですか。

○農業振興課

はい、そうですね。車は通らずに通行の歩行者のみです。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

あとさっきの、〇〇〇－〇〇と〇〇番、〇〇は地図見ればわかるんですけど、〇〇番がどこかわからないのですが。

○農業振興課

公図を見ますと非常に細い筆でして分かりにくいのですが、矢印の部分になります。

○議長

他にございませんか。よろしいですか。

それでは、次に 5 番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号 5 番、資料 No. 5 をご覧ください。

除外申出地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。面積は、1，731 平米。農地種別は第 3 種農地で、駐車場のための除外案件です。

申出者は、〇〇〇に本社を置き、建築資材等の運搬及び倉庫業等の事業を行っています。事業の拡大に伴い、令和 6 年中に 50 台ほどの貨物車両の増車が予定されています。現在使用中の駐車場が市内に 1 ヶ所ありますが、そこだけでは、貨物車両駐車スペース及び仮置き場の資材置場が不足するため、新たに駐車場を確保する予定と、緊急性に迫られている状況です。

資料 No. 5 の 4 枚目、土地利用計画図をご覧ください。

そこで、計画地に 13 台分のスペースを確保することで、使用中の駐車場と併せて、今後の駐車場利用計画の見通しを立てることができることから、土地利用計画図の通り駐車場を新たに確保する計画です。

土地の選定については、近隣の市街化区域や工業団地近郊において、計画に見合う土地がなく、計画地は接道の幅員も十分広く、安全面でも問題がないことから選定したものです。計画地は北側の隣接農地との境界に、既設のコンクリートブロックが設置されており、農地への影響はないと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました、5番の法人による駐車場について、皆様からご意見を伺います。

○農業委員3番（清水昇君）

ちょっと案内図が薄くてよくわからないのですが、この図面を見る限りでは、道路が南北に左側駐車場の南北の路線は入間市道だと思うのですが、これは都市計画道路予定道路ですよね。それで計画がここは多分、圏央道の端からずっと計画されておりまして、ここで右折帯を作って、18メートルぐらいの近くは、幅員が取られる計画ではないかと思うのですが、これは計画でセットバックはしないのですか。○○○○なんかは後退してますよね。あの路線ずっと一緒ですよね。考え的にはどうなのですか。

○農業振興課

そのセットバックについては、この計画ではちょっと含まれないので、相談者からも聞いてはいるのですが。

○農業委員3番（清水昇君）

かたや○○は後退させておいて、ここは後退させないということですか。

○農業振興課

そこは改めて確認させていただきますけども、図面を見ますと5メートルぐらいの幅は持たせているというところがありますので、ここをちょっと精査してみます。

○農業委員3番（清水昇君）

この辺きっちりしておいてもらわないと利用している人が、計画があるのにこんなところに駐車場をここまで寄せちゃってという形になっちゃうと、農業委員会としても許可する上で問題が出てきちゃうのかなと思うので、ちょっと重要課題と思うのですよね。よろしくお願いします。

○農業振興課

はい。

○農業委員 3 番（清水昇君）

トラック車両が付いている図面がございますよね。それで幅員 5 メートルと書いてあるんですけど、右下に。この 5 メートルの意味を、何の意味の 5 メートルかというのをご説明できますか。ただ書いてあるだけだと困るので。

○農業振興課

ここについては結論から言いますと、ここの意味というところは計画者からちょっと確認は、説明が特にありませんでした。

○農業委員 3 番（清水昇君）

説明がなくて、5 メートルと入れてあるだけ。

○農業振興課

それが先ほど確認しますということであつたのですが、そのセットバック分も踏まえて、あとは西側の道路との兼ね合いで、あえて確保していくか、その辺というのは確認させていただきます。

○農業委員 3 番（清水昇君）

これはちゃんと確認しないと、単なる 5 メートルが載っているだけの図面になっちゃう可能性が高いので。何が 5 メートルかというのが欲しいわけで、確認していただきたいです。

○農業振興課

はい。

○議長

恐らくこれ、今河西さんの方から聞いたけど、点線で丸くなっている形跡がありますよね。そこが恐らく将来的に道路になるのではないかっていう予想で、勝手に想像したんだけど、その辺の所もまた確認してもらって。

○事務局

そしたら今担当課へ確認してまいります。都市計画道路が縦のところであるか、ちょっと確認してきます。

○農業委員 3 番（清水昇君）

この裏には住宅があるのですが、これが多分セットバックしていると思うのですよね。駐車場の車のある北側、この部分だけは後退しないという、ここは後退させといてこちらは後退しないっていうのはおかしいのではないかな。

○議長

ただいまの5番につきましてはちょっと確認を取っていますので、先に6番について審議したいと思いますけども、よろしいですか。

それでは、6番について説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号6番、資料No.6をご覧ください。

除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○の3筆。合計面積は2,205平米に加えて、地目が畑ではない同○○○○○を合わせ、駐車場を計画した除外案件です。農地種別は第1種農地です。

申出者は、○○○○○○○に本社を置き、一般貨物自動車運送事業などの他、国土交通省が認定する○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○から委託を受け、○○○○○に対する指導等を行う○○○○を行っています。

令和7年度には、議案番号6番の2枚目、案内図の通り、○○○○○○○○○への本店移転を予定していますが、移転後は○○○○○の実施機関として、○○○○○○○○○の○○○○○を受け入れることになっています。

資料No.6の4枚目、土地利用計画図をご覧ください。

このような計画に伴い、移転予定建物南側にある現在使用中の駐車場、○○○○○を○○○○○○○○○に開放する必要があることから、この駐車場に駐車していた貨物自動車用の駐車場の確保について、必要性和緊急性に迫られている状況です。

そこで敷地拡張により、大型貨物20台、中型貨物8台分の駐車場を新たに確保し、現在使用中の駐車場を○○○○○専用とする計画です。計画地は幹線等に囲まれており、周辺農地を分断するものではなく、隣接農地所有者からの同意も得ています。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置するため、農業上の支障はないものと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました、6番の法人による駐車場の敷地拡張について、皆様からご意見を伺います。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

ここは今茶畑だと思うのですが、この茶畑は残したままですか。

○農業振興課

〇〇〇〇〇〇でしょうか。

○農業委員2番(宮岡幸江君)

〇〇〇〇の隣、建物の隣、西側。

○農業振興課

西側ですね。〇〇〇〇〇〇は茶畑のまま、計画地ではありません。茶畑と野菜が作付けされております。

○農業委員2番(宮岡幸江君)

そうしましたら、駐車場の地面は砂利敷きですか、今回のところの。

○農業振興課

これはアスファルトで、舗装しております。

○農業委員2番(宮岡幸江君)

そうすると雨水の排水は。

○農業振興課

敷地内で浸透できるようにしておりますので大丈夫です。

○議長

はい、お願いします。

○農業委員10番(久保田勝君)

さっきのちょっと宮岡さんの質問と被るのですが、今回〇〇〇〇〇〇〇〇西側のところの申請がないのですが、今後そこも駐車場として利用する可能性はあるのですか。そこから辺を現時点でわかる範囲でお願いします。

○農業振興課

続けて、こちらの方でも計画者、相談者に確認しまして、5メートル空けている分については県の条例で、交差点ですね、出入口部分を5メートル分は空けないといけないということがあるようでして、それを踏まえて空けているということです。セットバックについては、今回は建物ではないというところがありまして、現時点ではその計画の具合というのがあると思うのですが、現時点ではセットバックの部分は管理していないということなのですが、それは事業が進んでいったときに、対応するような形になるかなと思います。

○農業委員2番（宮岡幸江君）

そうしたら、市道〇〇〇号線の方へ入る所に隅切りというのは考えていないですか。奥に車が廻る時に多分フェンスかけちゃうとそうした時の、ここはもう初めから隅切りはなしですか。

○農業振興課

隅切りを新たに設けるといえるのは聞いてはいないのですが、もしかしたら条例の兼ね合いで、設けることっていうことがあるかもしれないのですが、一応聞いてみます。

○議長

いいですか。はい、清水さん。

○農業委員3番（清水昇君）

今言われた隅切りなのですが、大型車がここ入っちゃうと今度、この〇〇〇号線というのは、非常に入りにくいんですよね。何か規制かけてもらって、最低限の隅切りは欲しいですよね。それとあと、ここは場所的には農業振興区域じゃないのですか。

○農業振興課

はい、農用地ですので農業振興区域です。

○農業委員3番（清水昇君）

それで、駐車場が可能なのですか。

○農業振興課

そうですね、ここが除外されればではありますけど、駐車場はできるということで計画しています。

○農業委員3番（清水昇君）

除外許可後、駐車場は可能な形ですか。

○農業振興課

ちょっとその種別のお話にはなってしまうのですが、種別がこれによって変わるということとはありうる形となります。

○農業委員 3 番（清水昇君）

そしたら余計この隅切りが必要ですよ。それは何か指導できないんですか。

○農業振興課

元々がこの形状のままではあったので、このままでも支障がないものかなとは思っておりました。

○農業委員 3 番（清水昇君）

支障があると思います、今後。だからその辺をよく指示してもらって、できればその隅切りを最低でもつけてもらいたい。

○農業振興課

ご意見として受け止めまして、申出者には伝えておきます。

○農業委員 3 番（清水昇君）

お願いします。

○議長

他にございませんか。5 番について。

（ありません。の声）

○議長

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われまますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

この意見は、市が行う入間農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取であり、変更内容が農地転用の技術基準に関する適合性に対する回答を含むものではありません。

先ほど清水さんの方からありました、少し調べてという内容もありますけれども、農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

それでは、農業振興課の方々は大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(農業振興課職員 退席)

○議長

続いて、議案第4号 入間市農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価について、
を議題といたします。

はじめに、事務局から説明をお願いします。

○事務局

はじめに、議案を朗読させていただきます。

議案第4号 入間市農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価について。

別紙1のとおり。

続きまして、説明に入らせていただきます。

「令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」につきましては、今まで毎月総会時にお預かりしました委員活動記録簿や4月の農業委員会総会時にお預かりした委員さん個人の点検評価を基に令和5年度の一年間の活動状況に基づき、今回の別紙1として取りまとめた令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)として、今月の総会において協議いただくものです。

概要について、2ページ目の(ローマ数字2の)最適化活動の実施状況についての、1最適化活動の成果目標の(1)農地の集積については、①現状及び課題の管内農地面積829ヘクタールに対して、③実績の今年度末の集積面積206.04ヘクタールとなっており、今年度末の集積率は24.9パーセントとなっております。

また、(2)の遊休農地の発生防止・解消については②目標ア 既存遊休農地の解消、
a 緑区分の遊休農地の解消、緑区分の遊休農地の解消目標面積0.86ヘクタールに対して、
3ページ③実績の今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積0.01ヘクタールとなっております。

(3)新規参入の促進につきましては、令和5年度は3件ございました。令和6年度についても見込みがある旨申し添えます。

このことを踏まえた上で、別紙1の内容を農業委員会の令和5年度の最終的な評価として決定することについてご審議をお願いするものでございます。

今後のスケジュールでございますが、ご決定をいただいた場合にはこの点検評価について、県を通じて国へ報告をさせていただきます。また、併せて市の公式ホームページにおいてこの内容を公表させていただく予定でございます。説明は以上です。

○議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見ございましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

管内の農地面積というのは何年も変わらないのですか。

○事務局

農地の面積については、何種類か数値がございますが、こちらの方の面積につきましては、5年に1度、国の方で行っております、農林業センサスの方の数値をもとに、算出した数値となっておりますので、あと何年かは農地の面積は同じ数値となります。

○議長

他にございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。本件について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地賃貸借合意解約書の受理報告については3件、農地法第3条の3の規定による届出については6件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については4件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については8件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号及び第4号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前10時25分